

#### 日本税理士会連合会 御中

中小企業庁経営支援課

平素より中小企業・小規模事業者施策の推進にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。認定経営革新等支援機関に関しまして、下記3点について、共有させていただきます。

- ①認定経営革新等支援機関電子申請システムの完全電子化について
- ②税理士資格を証明する書類についての変更
- ③所属税理士の申請に関する変更

つきましては、下記のとおり、貴会の格別のご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願いします。

記

以下に記載しております三点の御連絡事項を貴会傘下の各税理士会及び各税理士会に登録されている税理士・税理士法人に対して展開いただき、認定経営革新等支援機関に関する周知・広報にご協力をお願いいたします。

※昨年12月に本件に関する通知をさせていただいた際に、4月からの導入とさせていただいておりましたが、諸般の事情から開始時期を変更し、6月26日からの開始とさせていただく旨、改めて連絡をさせていただくものです。

# ①認定経営革新等支援機関電子申請システムの完全電子化について

現在、経営革新等支援機関の新規認定申請及び更新認定申請は、「認定経営革新等支援機関電子申請システム」(以下「システム」という。)を通じて行っていただいておりますが、本年6月26日より、システムによる申請を完全電子化によるオンライン申請に移行します。現行システムでは、作成したデータの印刷・郵送が必要でしたが、本改修により、全ての申請をシステム上で完結できるようになります。

具体的には、次の機能等が追加されます。

- ・申請受付(従来の印刷~郵送の手順)の電子化(オンライン申請)
- ・変更、廃止届の電子化

また、本年6月26日以降の申請は、書面による申請は不可となります。

このため、経営革新等支援機関の新規認定申請は、第62号認定の受付が本年4月20日~5月19日、第63号認定の受付が本年6月26日~7月21日となっておりますが、第62号認定までは現行システムでの受付、第63号認定以降は新システムによる受付となりますので、ご留意ください。

なお、完全電子化に伴い、本システムへのログイン方法が変更になり、G ビズ ID を利用する方式に変更になります。このため、G ビズ ID の取得が必要となり、本システムの利用には、「gBizID プライム」の取得が必要となります。「gBizID プライム」アカウント登録には、①会社代表者本人(事業主本人)の方のメールアドレス、②印鑑証明書が必要になります。審査に数日を要しますので、期間に余裕を持って登録してください。

※GビズIDとは、複数の行政サービスを1つのアカウントにより、利用することのできる認証システムです。GビズIDにおいてアカウントを登録すると、このシステムにつながる行政サービスでの利用が可能となります。

「認定経営革新等支援機関電子申請システム」「GビズID」については、以下 URLよりご確認ください。

●認定経営革新等支援機関電子申請システム

https://www.ninteishien.go.jp/

(参考)経営革新等支援機関認定一覧(認定支援機関 ID 等の確認方法)

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kikan.htm

#### ●GビズID について

https://gbiz-id.go.jp/top/

(参考)GビズID クイックマニュアル gBizID プライム編

https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManual\_Prime.pdf

## ②税理士資格を証明する書類についての変更

税理士個人が、経営革新等支援機関の認定申請又は更新申請をする場合において、現在、資格を証する書類として、「税理士証票(写真付)」の写し又は「登録事項証明書」の正本のどちらかを提出いただいておりますが、本年6月26日のシステムの完全電子化以降、当該証明書類は、「税理士証票(写真付)」の写しのみとなり、「登録事項証明書」の正本は使用できなくなりますので、ご留意ください。

### ③所属税理士の申請に関する変更

所属税理士につきましては、これまで、属する事務所等の使用者の承諾を得ていること及び事業所得などで事業基盤を確認できることを前提に、個人での認定取得を認めておりましたが、①と同様、本年6月26日のシステムの完全電子化以降、使用者税理士等による承諾書及び直近3期分の源泉徴収票等の写しの提出により、申請が可能となります。

承諾書の様式は別添をご参照下さい。